

広島県訓令第十九号

商 工 労 働 部

各 職 業 能 力 開 発 校

広 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程（昭和四十五年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に、「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第二条第一項第一号中「第十二条」を「第二十条」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第一項に規定する広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であると安定所長により認定された者
第七条中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削る。
第八条中「五十日」を「四十日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。